

お客さま各位

鹿沼相互信用金庫

## キャッシュカードによるATM等取引制限のご案内

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新聞等で報道されておりますとおり、昨今、キャッシュカードをだまし取りATMから現金を引き出す手口の「カード詐欺被害」が急増しております。また、還付金等を名目にATMに誘導し、預金を振込ませる「還付金等詐欺被害」につきましても低年齢化が進展しております。

当金庫では、このような詐欺被害を防止し、お客さまの大切な預金をお守りするための対応策として、下記のとおりキャッシュカードによるATM等のお取引を一部制限することといたしましたので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 実施内容

ATM出金限度額制限の新設	ATMによる振込制限の変更
① 対象となるお客さま 年齢が70歳以上で、かつ過去3年の間にキャッシュカードによる「ご出金」(※1)のご利用がない個人および個人事業主のお客さま	① 対象となるお客さま 年齢が65歳以上で、かつ過去1年の間にキャッシュカードによる「お振込」のご利用がない個人および個人事業主のお客さま(※2)
② 一部制限内容 キャッシュカードによる1日あたりの現金出金限度額を「10万円」とさせていただきます。	② 一部制限内容 キャッシュカードによる振込限度額を「0円」とさせていただきます。

(※1) その他、ATMでのお振替、デビットカードのご利用も含みます。

(※2) 本件は平成29年4月からお取扱させていただいておりますが、現在は、対象年齢が70歳以上かつ過去2年の間にキャッシュカードによる「お振込」のご利用がない個人および個人事業主のお客さまが対象となっております。

#### 2. 制限開始日

令和元年6月20日(木)より

※上記制限開始日以降、毎月当金庫所定の期日に制限処理を実施します。

#### 3. 現金出金限度額の制限または振込限度額の制限の解除を希望されるお客さまへ

対象となるお客さまが制限解除をご希望される場合は、お手数をお掛けしますが、平日の営業時間内に、お届印、ご本人であることを確認できる書類(運転免許証等)をご持参のうえ当金庫窓口へお申し出ください。

ご本人さまの確認手続き等をさせていただいた後、制限を解除させていただきます。

詳しくは、当金庫窓口までお問い合わせください。

以上